

議第 5 5 号

高山市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定における取扱事務の変更について

高山市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定における取扱事務の一部を次のように変更するため、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成 1 3 年法律第 1 2 0 号）第 3 条第 5 項において準用する同条第 3 項の規定により議決を求める。

平成 2 4 年 6 月 5 日提出

高山市長 國 島 芳 明

提案理由

外国人登録法の廃止等に伴い変更しようとする。

高山市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定における取扱事務の変更について  
高山市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定について（平成19年高山市告示第224号）の一部を次のように変更する。

改正前	改正後
2 郵便局に取り扱わせる事務 (1) (略) <u>(2) 外国人登録原票記載事項証明書の交付</u> <u>(自己又は自己と同一の世帯に属する親族に限る。)</u> の申請の受付及び引渡しに関する事務 <u>(3)~(5)</u> (略)	2 郵便局に取り扱わせる事務 (1) (略)  <u>(2)~(4)</u> (略)

附 則

この告示は、平成24年7月9日から施行する。